

医療的ケアが必要な お子様と 家族のための 支援ガイドブック



八代圏域障がい者支援協議会
医療的ケア児支援の検討部会

R6. 3月作成

医療的ケア児について

◎医療的ケアとは…

医療的ケアとは、人工呼吸器による呼吸管理、痰の吸引などが日常的に必要な医療行為を言います。



〈医療的ケアの種類（主なものを記載）〉

種 類	内 容	
経管栄養	口から食事を十分にとれない場合に、胃や腸、鼻腔にチューブを挿入して流動食や栄養剤を注入します。 （例）経鼻胃管栄養、胃ろう、腸ろうなど…	
人工呼吸器	呼吸機能の低下によりうまく呼吸ができない場合に、呼吸を人工的に管理するための医療機器を装着し呼吸の補助をします。	
気管切開・吸引	痰や唾液を上手に吞み込めない、自分の力で痰を排出することが難しい場合に、気管を切開し、機械を使って痰や唾液を取り除きます。	
導尿	自力で尿を排出することが難しい場合に、尿道から膀胱に細い管を挿入し尿を排出します。	
人工肛門（ストーマ）	自力で便を排出することが難しい場合に、腹部に穴を造設し便を排出します。	
酸素吸入	呼吸機能の低下が原因で体内の酸素が不足している場合に、鼻に細い管を通して酸素を流し込みます。	
血糖管理	糖尿病などによりインスリンの分泌が十分でない場合、血液を少量採取し、血糖の測定を行います。結果に合わせて皮下注射などによりインスリンを補います。	

N I C Uからの退院が決まったけど・・・

- ・退院の話が出たとき、お子様を自宅に連れてかえって大丈夫かしら？
と誰しも最初は不安になります。安心してください。
ご自宅での生活をサポートするスタッフがいます。
- 問い合わせ先：健康推進課（下記以外の校区）
(0965)33-5116
鏡保健センター（鏡・千丁・東陽・泉校区）
(0965)52-5277
- 



(0965)33-5116

(0965)52-5277

◎ 地域の支援者との顔合わせ

退院が決まりましたら、入院されている病院から八代市健康推進課に退院の連絡が入ります。病院スタッフを中心に、健康推進課の保健師や、お子様の状態によっては、訪問看護ステーションの医療スタッフも交えて、退院に向けてのカンファレンスが行われます。そこで、保護者のみなさまと一緒に、在宅に戻られてからの支援体制を話し合います。

障がい福祉サービスの利用について

◎ 障がい福祉サービスはどうやって利用するの？



サービスを利用するためには、あらかじめ手続きが必要です。お住まいの市への相談や申請を行い、支給決定をうけたあと、サービス事業所と契約し利用スタートとなります。

手続きには2～3か月かかる場合もありますので、早めの相談をお勧めします。

(例) $\frac{1}{2} \times \frac{1}{3} = \frac{1}{2} \times \frac{1}{3} = \frac{1}{6}$

短期入所（ショートステイ）、居宅介護（ホームヘルプ）、療育（児童発達支援、放課後等デイサービス）等

等

問い合わせ先：障がい者支援課（認定給付係） （0965）35-0294

健康推進課（下記以外の校区） (0965) 33-5116

鏡保健センター（鏡・千丁・東陽・泉校区）
(0965) 52-5277

(0965) 52-5277

サービスの種類や利用方法などの詳細については、「障がい福祉ハンドブック」に掲載。

※ 八代市のホームページ、障がい者支援課窓口で配布

保育所等の利用相談の流れ

まずは、八代市こども未来課へ事前相談をお願いします。
お子様の状態に応じて、安全・安心な保育を確保するためにも、お子様の主治医と連携と連携しながら、医療的ケアを提供できる看護師等の配置状況、保育所等の設備環境等を考慮してご案内しております。

①事前準備

《お子様の健康状態に関する主な確認事項》

- ・お子様の健康状態が安定していて、保育所等での集団生活が可能か？
- ・自宅で保護者による安定した医療的ケアが行われているか？



《主治医への相談及び書類の作成依頼》

- ・保育所等の入園が可能かどうか、どのようなケアが保育所等で必要か、等を主治医へ相談すること
- ・主治医が、保育所等の集団生活が可能と判断した場合は、『医療的ケア児主治医意見書・指示書』を作成してもらう。



②事前相談（八代市こども未来課へ）

市役所へご相談される際は、次の書類等をご持参ください。

【必要な書類等】

- ☐ 医療的ケア児保育所等利用事前相談票
- ☐ 医療的ケア主治医意見書・指示書
（意見書・指示書作成費補助制度あり）
- ☐ 母子手帳
- ☐ お薬手帳
- ☐ その他必要と思われるもの



※書類についてはこども未来課（窓口）または八代市ホームページ（ダウンロード）より入手可能です。

こども未来課等の職員が上記の書類をもとに、必要な医療的ケア等をお聞きします。

医療的ケア児等コーディネーター*の方に同席していただいても構いません。

* 医療的ケア児等コーディネーターとは、熊本県と熊本市が実施する「医療的ケア児等コーディネーター養成研修」の修了者のことです。

< 事前相談後の手続き等について >

1. ご相談いただいた書類や聞き取り内容をもとに、保育所等の人員配置（看護師等）や施設設備等の状況を考慮しながら、保育所等と調整を行います。
2. 受け入れ可能な保育所等がありましたら、ご家族へご連絡します。
3. 保護者と対象児童で保育所等の見学をお願いします。
（状況に応じて、見学には市の職員が同行します。）
4. 入所を希望する保育所等が決定しましたら、入所希望月の前月の15日までに必要書類を添付し、入所の申込書を提出してください。
※4月入所の申込期間は11月頃になります。



（入所申込については、「八代市の保育所等入所案内」をご覧ください。HPにも掲載あり）

※医療的ケアの内容によって、対応できる保育所等が限られます。

※やむを得ない事情により医療的ケアを行う看護職員等が不在の場合は、保護者等に保育所等でのケアをお願いする、または保育所等を利用できないことがあります。

【問い合わせ先：八代市こども未来課（0965）33-8721】

小中学校への入学について



◎ 学校はどのように選んだらいいですか？

八代市教育委員会では就学に向けての相談や、学校教育における相談を学校教育課で受けることができます。特別支援学校がいいのか、地域の小・中学校がいいのかなどお子様や保護者の方の思いを聴きながら、お子様がもてる力を最も伸ばせるのはどこなのか、そのためにどのような支援が必要なのかを一緒に考えていきます。

問い合わせ先：【八代市教育委員会 学校教育課（教育支援係）
（０９６５）３３－６１３３】

◎ 医療的ケアについて

学校生活で医療的ケアを必要とする児童や生徒が、安全かつ安心して学校生活を送れるよう、必要に応じて各学校に看護師を配置し医療的ケアを実施しています。

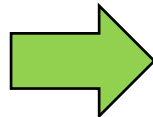
◎ 医療的ケアの実施について

- 医療的ケアの実施は、主治医の指示の範囲内で、教育課程に基づいた在校時間内で行います。
- 教育委員会は医療的ケアの必要性和看護師配置の有無について１年ごとに協議・決定します。

医療的ケア実施までの流れ

1 学校教育課へ相談

- ①年中児
 - ・１０月開催の就学説明会（年中児対象）に参加
- ②年長児
 - ・主治医へ相談の上、学校教育課へ相談。
 - ・医療的ケアを含めた支援の相談。
 - ・就学先の相談。
 - ・看護師配置が考えられる場合は８月を目途に就学先を決定
 - ・「医療的ケア実施依頼書」を提出。
- ③小・中・特別支援学校在籍
 - ・学校へ相談
 - ・主治医へ相談の上、学校を通じて学校教育課へ相談。
 - ・医療的ケアを含めた支援の相談。
 - ・「医療的ケア実施依頼書」を提出。
 - （医療的ケアが追加される場合は依頼書の提出は必要なし。）



- ### 2 学校教育課で検討
- 申請書を基に、学校で医療的ケアの実施において看護師配置が必要か等について検討。



3 医療的ケアの実施が必要と判断される場合

- ①年長児
医療的ケアの実施が必要と判断される場合、保護者は主治医作成の指示書を学校教育課へ提出
- ②小・中・特別支援学校在籍
学校に指示書を提出（学校は指示書または写しを学校教育課へ提出。）



④医療的ケアの実施（看護師の配置）

- ・看護師が配置された後も、学校・保護者・主治医の間で情報共有を図り、成長や発達状況の変化に合わせた対応を検討しながら進める。

医療費などの助成・給付



名 称	内 容	窓 口
自立支援医療制度 (育成医療)	障がい除去・軽減する確実な効果が期待できる治療のために必要な医療費の一部を公費で負担する制度	障がい者支援課 生活支援係 (0965)33-5510
指定難病の医療費助成	指定難病に罹患しており、一定の基準を満たす方が対象	熊本県八代保健所 (0965)33-3229
小児慢性特定疾病の 医療費助成	小児慢性特定疾病に罹患し、その症状が厚生労働大臣が定める程度である18歳未満の方などが対象	熊本県八代保健所 (0965)33-3229
日常生活用具	日常生活の利便を図るために必要な用具を給付	障がい者支援課 生活支援係 (0965)33-5510
補装具	体の不自由なところを補うための装具の購入費または修理費を助成	障がい者支援課 生活支援係 (0965)33-5510
軽度・中程度の聴覚 障がい児への補聴器の 購入費の助成	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中程度の聴覚障がい児への補聴器の購入費用の一部を助成	障がい者支援課 生活支援係 (0965)33-5510
在宅の小児慢性特定疾病の 方への用具費の助成	在宅の小児慢性特定疾病の方へ、日常生活の利便を図るために必要な用具購入費の一部を助成	障がい者支援課 生活支援係 (0965)33-5510
こども医療費の助成	子育て家庭の経済的負担の軽減、こどもの健康保持と健全な育成を図るため、こどもの医療費を助成 【対象】0～18歳（高校3年生相当）のお子様	こども家庭支援課 (0965) 37-6800
ひとり親家庭等 医療費の助成	ひとり親家庭等の経済的負担の軽減、健康保持を図るため、医療費の自己負担額の3分の2を助成 【対象】 ・母子家庭の母及び扶養している児童 ・父子家庭の父及び扶養している児童 ・父母のない児童	こども家庭支援課 (0965) 37-6800
保育所等医療的ケア 主治医意見書・指示書 作成費の補助	医療的ケアを円滑に実施するために必要な主治医の意見書・指示書の作成に要した費用に対し、1回あたり2,200円を上限に助成（年度内に3回まで）	こども未来課 (0965) 33-8721
八代市立学校・幼稚園 医療的ケア指示書作成費 の補助	医療的ケアを円滑に実施するために必要な主治医の意見書・指示書の作成に要した費用に対し、1回あたり2,200円を上限に助成（年度内に3回まで）	学校教育課 教育支援係 (0965)33-6133

手当・年金等

※ 支給対象基準を満たす場合に支給されます。
詳細は各担当窓口までご相談ください。

名 称	内 容	窓 口
特別児童扶養手当	身体または精神に中等度以上の障がいのある２０歳未満の児童を家庭で養育している保護者に支給	障がい者支援課 生活支援係 (0965)33-5510
障害児福祉手当	身体または精神に重度の障がいがあり、日常生活において常に介護を必要とする在宅の２０歳未満の方に支給	障がい者支援課 生活支援係 (0965)33-5510
児童手当	次代を担う児童の健やかな成長を支援するため、高校生年代までの児童を養育している人に支給	こども家庭支援課 (0965) 37-6800
児童扶養手当	父母の離婚等により、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している母子家庭及び父子家庭、または父母に代わって児童を養育する養育者の生活の安定と自立を助けることを目的として支給される手当 児童の年齢： 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある人又は20歳未満で政令で定める程度の障がいの状態にある人	こども家庭支援課 (0965) 37-6800 

相談窓口一覧

官公署名	所在地	電話番号
八代市障がい者支援課 認定給付係	松江城町 1-25 1階	(0965) 35-0294
八代市こども未来課	松江城町 1-25 2階	(0965) 33-8721
八代市こども家庭支援課	松江城町 1-25 2階	(0965) 37-6800
八代市健康推進課	松江城町 1-25 2階	(0965) 33-5116
八代市学校教育課	松江城町 1-25 4階	(0965) 33-6133

※どこに相談したらいいかわからない場合は、八代市障がい者支援課 認定給付係 (0965-35-0294) へお尋ねください。